

みやま市行政改革プラン（案）に対するパブリック・コメントの結果について

1. 意見募集の概要

「みやま市行政改革プラン（案）」に対して、市民の皆さんからのご意見を募集したものです。

(1) 意見を提出できる人

- ①みやま市内に住所を有する者
- ②みやま市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③みやま市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- ④みやま市に存する学校に在学する者
- ⑤みやま市に対し納税義務を有する者
- ⑥パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有する者

(2) 公表の方法

- ①市ホームページに計画案及び意見等申出書を掲載
- ②みやま市役所本庁舎（企画振興課内）、山川支所（市民サービス係）、高田支所（市民サービス係）

(3) 募集の期間

令和5年9月5日（火）～令和5年9月21日（木）までの17日間

(4) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、直接持参

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者（意見数）

提出者数 1人（2件）

(2) 提出方法

郵 送	電子メール	直接持参	合 計
	2 件		1 人

(3) 意見の内容及びみやま市行政改革プランの考え方

お寄せいただいたご意見と、それに対するみやま市行政改革プランの考え方は、別紙「みやま市行政改革プラン（案）に対するご意見とその回答」をご覧ください。